

『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』

交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※)

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- ・大法人(資本金等の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- ・完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

- ①支出した交際費等のうち、800万円までの全額
- ②支出した接待飲食費の50%(支出する接待飲食費の上限はありません。)

手続の流れ

確定申告書に別表(交際費等の損金算入に関する明細書)を添付し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

平成30年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口